

たたく以外もDV?

～精神的暴力を知る～

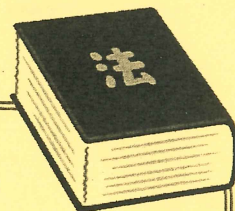
DV（ドメスティック・バイオレンス）には身体的暴力だけではなく、多様な種類の暴力があるが、特に夫婦間のモラルハラスメントと言われるような精神的暴力等は、表に出にくく、自身が被害に遭っていることに深刻化してから気づくケースもあります。家庭内での暴力について、男女がともに理解し、考えていかねばならない問題です。

そこで、夫婦間のモラルハラスメントの具体的な事例や被害の実情を知ることで、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者・加害者にならないために、お互いを尊重し合うパートナーシップについて考える機会として実施します。

日時：平成29年 12月1日（金）午後2時～3時30分

◆会場 市役所本館6階 大会議室

◆定員 120人（申込不要・当日先着順）直接会場へお越しください。
※満席になり次第、締め切りとさせていただきます。



こうさか あきな
講師：高坂 明奈さん（女性共同法律事務所、弁護士）

《プロフィール》

2009年1月より、女性共同法律事務所にて勤務。

DV、セクハラ、性被害など女性の人権にかかわる事件を多く扱う。

現在、大阪弁護士会に所属し、人権擁護委員会、子どもの権利委員会、男女共同参画推進本部などに所属。弁護士によるセクハラ相談窓口相談員でもある。性暴力救援センターSACHICOの協力弁護士でもあり、現在も日々、女性の人権問題に奮闘している。

現在の関心事は、高校生や大学生のデートDV問題、弁護士会から大阪府下の高校へ出張授業に行き、デートDVの講義なども行っている。



当日会場で利用できるサービス

手話通訳

要約筆記

一時保育

※一時保育のみ要申込

（1歳～小学4年生、1人目500円、2人目250円、

3人目～無料。）事前にお問い合わせください。

●主催：八尾市 人権政策課

【一時保育の申込み・問い合わせ先】

人権政策課：TEL 072-924-3894

FAX 072-924-0175

※本セミナーは、「人権啓発推進委員養成研修（第3回）」を兼ねています。